

排出量取引に関する用語定義集(1)

あ行		
1	一般管理口座	取引参加者がオフセットクレジットの発行と、超過削減量及びオフセットクレジットの取引を行うために管理する口座。取引参加者の単位で開設することができる。
2	一般管理口座等に係る関連付け	一般管理口座と指定管理口座との間で、超過削減量又はオフセットクレジットの移転ができるよう、二つの口座を関連付けること。関連付けされていない一般管理口座と指定管理口座との間では、クレジット等の移転を行うことができない。 なお、「一般管理口座等に係る関連付け」は2013年1月1日付改正前の規則では、「特定一般管理口座の登録」手続と呼んでいた。
3	移転	ある管理口座に記録されている超過削減量又はオフセットクレジットを減少させ、他の管理口座においてそのクレジットの増加の記録をすることを、クレジットが減少する管理口座の側から表現したもの。
4	オフセットクレジット	排出量取引の対象となる削減量のうち、都内中小クレジット、都外クレジット、再エネクレジット及び埼玉連携クレジットの4つを指す。
5	温室効果ガス	二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化いおう(SF ₆)、及び三ふっ化窒素(NF ₃)を指す。
か行		
6	カーボン・オフセット	事業活動等におけるCO ₂ 等の排出について、自らの取組のみでは削減しきれない量を、他の事業者の取組等による削減量で埋め合わせ(オフセット)するという考え方
7	環境価値	特定温室効果ガスの排出削減の事実及び当該削減による地球温暖化対策に貢献する価値を指す。

排出量取引に関する用語定義集(2)

8	環境価値換算量	再エネクレジットの一種。再生可能エネルギーに係る発電及び熱利用の環境価値を、特定温室効果ガス排出量の削減量に換算してクレジット化したものを指す。
9	基準排出量	特定地球温暖化対策事業所において特定温室効果ガス年度排出量との増減を比較する基準となる量を指す。過去の特定温室効果ガス排出量の平均値で算定する場合と、用途別に定められた排出標準原単位を用いて算定する場合とがある。
10	規則	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成13年東京都規則第34号)を指す。
11	帰属	管理口座において超過削減量、オフセットクレジット又はその他ガス削減量が記録されている状態を、当該超過削減量、オフセットクレジット又はその他ガス削減量は当該管理口座の口座名義人に帰属するという。
12	義務充当	指定管理口座に記録された超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量を義務履行に充てるために義務充当口座に移すことを指す。義務充当口座に移された超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量は再び指定管理口座に移すことはできない。
13	義務充当口座	指定管理口座に記録された超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量を義務履行に充てるために移す口座を指す。指定管理口座から義務充当口座に移された超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量は当該特定地球温暖化対策事業所の削減量とみなされる。
14	義務履行期限	計画期間の終了年度の翌々年度の9月末日を指す。ただし、次の例外がある。 特定地球温暖化対策事業所の指定の取消しがあり削減義務の終了年度が変更された場合は知事が認めた日の翌日から起算して180日目 計画期間の削減義務量又は温室効果ガス排出量の確定が当該計画期間の終了年度の翌々年度の4月3日以降となった場合は確定の日の翌日から起算して180日目

排出量取引に関する用語定義集(3)

15	クレジット等	削減対策の実施等によって得られた、温室効果ガスの削減量や環境価値であって、削減義務の履行への利用が可能なものを指す。超過削減量、都内中小クレジット、再エネクレジット、都外クレジット、埼玉連携クレジット及びその他ガス削減量がクレジット等に当たる。なお、このうち都内中小クレジット、再エネクレジット、都外クレジット及び埼玉連携クレジットをオフセットクレジットという。
16	口座管理者	指定地球温暖化対策事業者又は特定地球温暖化対策事業者の申請により登録され、その管理口座に関する手続を代行する者を指す。
17	口座簿利用者番号	削減量口座簿に開設を受けた管理口座へログインするために必要となるユーザーIDを指す。パスワード(初期暗証番号)と共に「一般管理口座開設通知書」又は「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」に記載。
18	口座名義人	管理口座の開設を受ける者を指す。指定管理口座においては当該指定地球温暖化対策事業所の指定地球温暖化対策事業者が、一般管理口座においては開設を受ける取引参加者が各々該当する。
さ行		
19	再エネクレジット	環境価値換算量(一定の条件を満たす再生可能エネルギーに係る発電及び熱利用の環境価値をクレジット化したもの)及びその他削減量(一定の条件を満たすグリーンエネルギー証書又はRPS法新エネルギー等電気相当量をクレジット化したもの)を指す。
20	埼玉連携クレジット	連携県等削減量の通称。埼玉県で創出されるクレジット等のうち、東京都の排出量取引で利用できるものをいい、次の2種類がある。 ・超過削減量(基準排出量が15万トン以下であって、埼玉県の目標設定型排出量取引制度における目標の達成が確認された事業所で創出されたものに限る。) ・県内削減量

排出量取引に関する用語定義集(4)

21	削減義務期間	特定地球温暖化対策事業者が、削減義務を負う期間を指す。各計画期間内において、特定地球温暖化対策事業所に該当する年度から当該計画期間の終了年度までの期間(特定地球温暖化対策事業所の指定の取消しがあり終了年度が変更された場合は当該変更後の終了年度)までがこれに当たる。
22	削減義務の履行	義務履行期限までに「事業所の排出総量」から「義務充当口座の削減量」を差し引いた量を「排出上限量」以下とすることを指す。「事業所の排出総量」が「排出上限量」以下であれば、「義務充当口座の削減量」は必要ない。
23	削減義務率	特定地球温暖化対策事業所において、基準排出量に対して特定温室効果ガス年度排出量を削減すべき割合を指す。第一計画期間においては8%(第一区分事業所のうち地域冷暖房等を多く利用している事業所を除く。)又は6%(第一区分事業所のうち地域冷暖房等を多く利用している事業所及び第二区分事業所)、第二計画期間においては17%又は15%である。
24	削減義務量	特定地球温暖化対策事業所において、削減義務期間の間に、基準排出量に対して特定温室効果ガス年度排出量を削減しなければならない合計量を指す。削減義務期間の間の一年度ごとに基準排出量に削減義務率を乗じて得た量を当該削減義務期間において合計して計算される。
25	削減計画期間	制度全体の区切りであって、削減義務期間の基となる各期間を指す。第一計画期間は2010年度から2014年度までの5か年度で、以降5か年度ごとの期間となる。
26	削減量口座簿	削減量口座簿は、本制度で利用できる超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量を記録し、管理するシステムである。削減量口座簿には知事の管理口座、指定管理口座及び一般管理口座が開設され、超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量は全てこれらの口座に発行される。また、排出量取引による超過削減量及びオフセットクレジットの取得や、義務充当等は、全て削減量口座簿上に記録される。

排出量取引に関する用語定義集(5)

27	識別番号	超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量について1t-CO ₂ ごとに付けられる番号を指す。識別番号により、超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量の種類、発行された計画期間等に関連づけることができる
28	指定管理口座	指定地球温暖化対策事業者が特定温室効果ガス年度排出量を管理し、またこれに加えて特定地球温暖化対策事業者が基準排出量、排出上限量、超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量を管理する口座を指す。第二計画期間以降、指定地球温暖化対策事業所の指定時に事業所単位で自動で開設される。
29	指定地球温暖化対策事業者	指定地球温暖化対策事業所の所有事業者等を指す。原則所有事業者が該当するが、所有事業者及び当該事業所の事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者が所有事業者等届出書により知事に届け出た場合、当該届出者が該当する。
30	指定地球温暖化対策事業所	前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kℓ以上となったことで、知事から指定を受けた事業所を指す。特定地球温暖化対策事業所の指定を受けていない間は、総量削減義務はかからない。
31	指定番号	指定地球温暖化対策事業所ごとに付けられた4桁の固有の番号を指す。
32	取得	移転の対となる概念。他の管理口座に記録されている超過削減量又はオフセットクレジットを減少させ、自らの管理口座においてそのクレジット等の増加の記録をすることを、クレジット等が増加する管理口座の側から表現したもの。
33	総量削減義務と排出量取引システム	削減量口座簿の機能に加え、本制度の管理に関する機能を総合的にまとめたシステムの名称。削減量口座簿に記録された情報の参照など、このシステムの一部の機能は事業者も直接利用できる。

排出量取引に関する用語定義集(6)

た行		
34	大規模事業所	指定地球温暖化対策事業所の要件を満たす事業所を指す。
35	知事の管理口座	知事が制度運用のために用いる口座を指す。義務充当口座、抹消口座、他制度連携口座、及び無効化口座から構成される。
36	超過削減量	特定地球温暖化対策事業所において、削減義務量を基に算定される値を超えて特定温室効果ガス排出量を削減したときに発行できるもので、排出量取引の対象となる。基準排出量から特定温室効果ガス年度排出量を減じて得た量(基準排出量の2分の1を上限とする。)のうち、基準排出量に削減義務率を乗じて得た量から義務充当を行ったその他ガス削減量を減じて得た量を超過した量を指す。
37	都外クレジット	都外削減量の通称。一定の条件を満たす都外の事業所等において特定温室効果ガス排出量が一定の水準以上削減されたときに発行されるもので、排出量取引の対象となる。
38	特定地球温暖化対策事業者	特定地球温暖化対策事業所の所有事業者等を指す。原則所有事業者が該当するが、所有事業者及び当該事業所の事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者が所有事業者等届出書により知事に届け出た場合、当該届出者が該当する。
39	特定地球温暖化対策事業所	指定地球温暖化対策事業所のうち、3年度(年度の途中から当該事業所の使用が開始された場合にあつては、当該年度を除く3年度)連続して原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上となったことで、指定を受けた事業所を指す。総量削減義務がかかる。
40	都内中小クレジット	都内削減量の通称。一定の条件を満たす都内の指定地球温暖化対策事業所以外の事業所等において特定温室効果ガス排出量が削減されたときに発行できるもので、排出量取引の対象となる。
41	取引参加者	特定地球温暖化対策事業者、指定地球温暖化対策事業者及びそれ以外で取引への参画を希望する事業者を指す。

排出量取引に関する用語定義集(7)

な行		
は行		
42	排出上限量	削減義務期間の間に排出することが許される上限の量を指す。削減義務期間の各年度の基準排出量を合計して得た量から削減義務量を減じて計算される。
43	排出削減量	削減義務期間の各年度の基準排出量を合計して得た量から排出総量を減じて得た量を指す。
44	排出総量	特定地球温暖化対策事業所における特定温室効果ガス年度排出量の削減義務期間における合計を指す。
45	排出量取引	超過削減量及びオフセットクレジットの取得及び移転と、それに伴う諸手続を指す。
46	発行	知事が、削減量口座簿において、それまで記録されていなかった超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量の増加の記録をすることを指す。
47	バンキング	当該計画期間に発行された超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量をその期間の義務充当に利用せず、翌計画期間の義務充当に利用するために指定管理口座又は一般管理口座で保有し続けることを指す。
48	振替	取得及び移転を指す。
49	振替可能削減量	条例における用語で、超過削減量及びオフセットクレジットを指す。

排出量取引に関する用語定義集(8)

ま行		
50	見積受付登録事業者	クレジット等の売買の見積りを行う者として、事業者自らが削減量口座簿に登録した者を指す。
51	無効化	クレジット等を本制度の義務充当に利用できない状態にすることを指す。
や行		
ら行		
わ行		

※「総量削減義務と排出量取引制度における 排出量取引運用ガイドライン」第3部第1章 「用語定義集」より抜粋

＜排出量取引総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン＞

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/rules/cat9740.html#cmstori

